

1. 件名：京都大学臨界実験装置（KUCA）の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請（軽水及び固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年8月3日（水） 14時00分～14時40分
3. 場所
  - (1) 原子力規制庁 10階南会議室
  - (2) 京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職、三好技術参与  
原子力規制部 専門検査部門  
松本主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官
  - (2) 京都大学複合原子力科学研究所  
教授 他3名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。  
※一部に不開示情報が含まれていたため、当該部分に黒塗り処理を行っております。
6. その他  
提出資料  
資料1：京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設〔京都大学臨界実験装置（KUCA）〕の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請書  
（KUCA軽水減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）  
（KUCA固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）  
資料2：「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」との適合性に関する説明書 評価計算書（軽水減速炉心用燃料要素関連）  
資料3：「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」との適合性に関する説明書 評価計算書（固体減速炉心用燃料要素関連）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。それでは時間となりましたので京都大学の設工認のヒアリングを 始めたいと思います。そういたしましたら資料に沿って説明の方よろし くお願いいたします。
0:00:16	承知しました京都大学の高橋からご説明差し上げます。
0:00:20	K U C A の変更に関わる設工認の承認申請凸家ということで、今回 2 件、計提出させており、いただいております軽水減速炉心用低濃縮燃料 要素の製作と、
0:00:32	固形強い固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作、日本に関わるヒアリン グに関しての説明ということで本日させていただきたいと思います。
0:00:43	まず初めにですね先日の審査会合にていただきました質問等に対する回 答ということで準備をさせていただいております。
0:00:52	まず一つ目の質問ですけれども、
0:00:58	今後の許認可申請全体を把握する観点から、低濃縮燃料の製作に加えて 濃縮燃料を用いた炉心の運転開始までに予定している許認可申請です ね ついて全体計画を説明するというので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:11	ご質問コメントをいただいております。それに対しての回答といたしまして、下記準備させていただいておりますように、現在申請中の燃料の製作に関することが2本ございます。
0:01:22	そのあと続きまして、炉心の変更に関わる設工認申請ということで軽水固体日本合わせてトリウム貯蔵庫に関する設工認申請というもので設工認すれば、
0:01:35	三本予定しております。さらにですね保安規定の変更承認申請ということもあわせて予定をしているということでございます。
0:01:45	詳細なですねスケジュール日時を踏まえました日に、日付を入れました。
0:01:52	スケジュールにつきましては3ページに記載をさせていただいております。こちらですね設工認申請から使用前確認までの内容に関して各項目、123456、
0:02:06	7と、あとは運転再開までということでスケジュール表を示させていただいております。
0:02:14	続きまして質問のスカイA2とその回答ということなんですけれども、質問2といたしまして22条の第1項第2号に関連して、申請書の添付

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>においては、被覆材の負荷荷重及び自重の応力評価しか説明されていないと。</p>
0:02:29	<p>ということでS T A C Yの設工認では、燃料の設計条件として最高使用圧力及び最高使用温度申請書の本文に記載した上で、添付の説明書で運転時の</p>
0:02:40	<p>圧力温度放射線荷重等の説明がなされていると。</p>
0:02:43	<p>適合性の審査においてはこれらの説明が必要と考えているというコメントをいただきましたので、それに対する回答といたしまして、まず、申請書本文に使用圧力使用温度を記載するという事で予定しております。</p>
0:02:57	<p>続きまして 22 条への回答ということで、軽水固体ともに、評価計算書を添付 2、参考資料としてつけさせていただいております。評価計算書におきましてですね、</p>
0:03:09	<p>燃料要素に関する照射特性、共同普通、腐食ブリスタ負荷荷重の影響について説明しておりましてすべてにおいて問題がないことを確認しております。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:19	以下に軽水答えのそれぞれの説明について示したいと思います。2の回答、2の質問に対する回答の説明ということでまず軽水でございますが、
0:03:30	22条第1項につきましては、ここに記載しております内容ということで
0:03:38	概ね補正方針ということになるかと思いますが、このような内容で説明をしたいと思っております。
0:03:46	具体的にt、次のページ移りまして第2項への
0:03:52	回答と、第2項への質問コメントに対する回答ということになるんですけども、第2項といたしましては燃料要素は、扱う圧巻圧延加工によるアルミニウム、
0:04:05	製番でLANCRに分散型燃料の燃料申請を挟み込んだ構造でありまして、燃料要素は標準型値燃料番支持フレームに収納されて、
0:04:15	炉心格子版に固定され、
0:04:17	常圧の条件下で使用されるため、燃料芯材の強度は考慮せず、負荷がかかる、被覆材への負荷荷重及び自重を評価対象とするということで左の方に絵を書かせていただいております。燃料要素、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:32	<p>ですね上の図にあります燃料要素、下の青いようなところあります。このフレームに挿入して使用させていただきますが、負荷がかかる部分というのは、赤の矢印で示している部分のみになると。</p>
0:04:46	<p>ということでここに対する評価計算を行っているというものでございます。評価計算結果としては表に示しております通りでございます。不在の耐力から見ますと十分に小さいものであると。</p>
0:04:59	<p>ということで、要求事項に適合する設計であるというふうに考えております。</p>
0:05:04	<p>続きまして次のページ移りまして個体に関する質問2の回答ということでもまず第1項につきましては、軽水同様このような形での、</p>
0:05:15	<p>補正申請案ということで、考えさせていただいているものでございます。</p>
0:05:21	<p>9ページ移りまして、第2項への回答ということなんですけれども、こちらも軽水同様ですね被覆材に、</p>
0:05:31	<p>かかる荷重ということで、評価計算書の方で評価をしております。</p>
0:05:37	<p>左の図に示しておりますように、燃料要素というものは被覆材等燃料芯材という形でこういうのも形で作られておるんですけれども、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:47	燃料芯材には直接負荷はかからず、触被覆材の部分ですね、積み重ねてさや管に入れて使用したときに、この被覆材のところにかかるこの赤い矢印の部分に荷重がかかると。
0:06:00	ということで評価をさせていただいております。評価計算結果はこちらの表にあります通りで、耐力に比べて十分に小さいものであるということ で要求事項に適合する設計になっているというふうに考えております。
0:06:14	続きまして質問3とその回答ということなんですけども、質問3コメント3といたしましては第21条第3号について、補正申請において説明を追加することというコメントをいただいております。
0:06:28	従いまして補正申請においては、第21条の説明を追加する予定として おります。第21条との差異参考というものがここに記載されているもの のなんですけれども、
0:06:38	回答といたしましては、低濃縮燃料要素を用いた炉心の通常運転時、運 転時の異常な過渡変化及び、設計基準事故時において影響を与えると想 定される環境条件としては、当該燃料要素の温度上昇があると。
0:06:51	当該燃料要素の温度上昇の最大値は、軽水減速炉心も含めて、固体減速 炉心での運転時の異常な過渡変化における、49.3度でありまして、燃料 の上昇の影響を受けることはないというふうに考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:05	続きまして質問4ですね、損壊等といたしまして、分割申請の方針と運 転するための最低限必要な農業排水について、
0:07:15	代表的なものとしてどの程度になるかというコメントを質問いただい ておりますのでその回答といたしまして、まず、分割申請の方針なんです けれども、先にご説明差し上げました通り、
0:07:27	低濃縮燃料の製作と低濃縮燃料炉心に関する設工認を分割申請とさせて いただきたいということで、まず本申請赤色の方ですね2本出させてい ただいておりますのが、燃料政策に関する、
0:07:41	設工認申請で次回申請予定しております、低濃縮炉心に関する設工認申 請ということでこちらが低濃縮燃料に関わる、
0:07:51	設置変更でのに関する設工認申請ということになるということござい ます。
0:07:59	12ページ移りまして、質問に対するコメント回答になるんですけど も、まず軽水減速炉心については燃料を製造後にですね、このような形 で輸送することを予定しております、
0:08:11	第1回目の輸送後であっても、一部の代表炉心の構成が可能であるとい うことございます。固体減速炉心についても同様にですね、第1回目 の輸送であっても、一部の代表炉心の構成が可能であると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:23	いう状況でございます。詳しくはですね先ほどお見せしておりますスケジュール表の方確認いただければと思います。
0:08:30	それぞれ1回目の輸送完了後に、炉心に関する設工認の使用前確認ができる状態となることから、燃料政策と炉心に関する証明確認を受けて、それぞれの炉心の運転を、
0:08:42	開催をしたいというふうを考えております。
0:08:46	続きまして質問後になりますが、輸送時において、燃料要素が変形または破損する可能性などが考えられるが、事業所等所に検査項目はないのはなぜかというコメントをいただいております。
0:08:59	次、前回の審査会合でですね自主検査を計画する旨を説明していただきましたが、その後京大内で議論をした結果ですね、使用前事業者検査としてですね、到着後の眼科医会間検査を含めることといたします。
0:09:14	ですね軽水固体ともにですね設工認申請書に下記の文章を追加したいというふうに思っております。4ポツ2ポツ1ポツ3燃料要素の検査ということで外観検査にと。
0:09:26	いうものを追加する予定にしております。これに合わせて申請書の図2というものに、検査のフローというものがございますがそちらもあわせて変更をしたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:36	14 ページ、15 ページ、16 ページにはですね、技術基準規則との適合性についてということで今回分割申請を予定させていただいております。
0:09:49	低濃縮炉心に関しての適合性の説明ということも併せて表の方に記載させていただいております。今回の燃料政策につきましては、
0:10:01	六条八条 11 条で追加ありました 21 条、そして 22 条を考えているところでございますが、低濃縮炉心については、
0:10:12	ハッチングしておる部分ですねこちらについて説明を行うことを予定しております。
0:10:19	以上簡単ではございますが京大からの説明になります。参考資料につきましてはいろいろと詳細細かいところございますが、こちらの方参考資料としてつけさせていただいております。以上です。
0:10:33	はい。説明ありがとうございます。
0:10:36	それではですねちょっとこちらの方からコメントをさせていただきまして、まずですね 11 ページ目にあるように、
0:10:47	今回は分割申請だということが前回の審査会合でも説明があり、今回 11 ページ目にも、分割申請だよってということが明記されていると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	そういうふうに認識しております、
0:11:01	分割申請の場合ですね、支店炉規則の第三条の第3項にですね、今から上げる要求がされていると。
0:11:12	それじゃ、第三条第3号っていうのはどういうふうになっているかと言いますと、
0:11:18	設計及び工事の計画の全部につき1時に違法第27条第1項の規定による認可を申請することができないときが、
0:11:30	分割して認可を制定することができる。ここからが重要なところで、この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の、
0:11:43	設計及び工事の計画の概要、
0:11:47	並びに設計及び工事の計画の全部につき1時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならないというふうになっております、
0:11:58	具体的にはですね、やはり鉄鋼に分割しない場合が全体としてどういう申請の概要ですかっていうのを説明しなきゃいけない。
0:12:09	と考えております、その説明がちょっとないというふうに考えております、その申請の、ごめんなさい、その概要の説明がないと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:20	今回の範囲の適合条文、それとその適合条文に対する説明、それとあと次回に説明する、適用対象状況。
0:12:32	ってというのが適切かどうかってというのが判断できないというふうに考えておりました、まず最初2ですね、全体の計画の概要を説明する必要があると。
0:12:46	説明をまずつけていただきたいというところでございます。
0:12:51	ここについて何か確認したい事項とかございますか。
0:12:58	京都大学の高橋です。説明を付け加えるということで承知いたしましたこちらは補正申請のところに付け加えるということでよろしいでしょうか。
0:13:07	規制庁の加藤です。なぜですね補正の前に、次回の審査会合で説明する必要があるというふうに考えておりました、この審査会合用の資料に、
0:13:19	まず、その全体の説明を入れていただいて、
0:13:23	その全体の説明の中で、今回の恒設公認が該当する部分はここでっていう説明が必要になってくると思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:37	京都大学タカハシ承知いたしましたそれでは時価審査会合までにこちらの説明資料の中に、全体の計画という形で説明を加えさせていただいて、そのうち、今回の燃料政策の部分がここに当たると。
0:13:50	いうものを付け加えるということで承知いたしました。はい。
0:13:55	もうちょっと具体的に言うておくと要するに、いつもですと、申請の中身っていうのが、ここで説明されるわけですね今回はもう燃料に限ってはパートで説明されている。
0:14:07	それが分割しない場合、全体の時だとかこういう形の申請っていう概要を説明していただいて、今回のメニューの部分というのはここ、
0:14:18	それ以外については次回の炉心に関する設工認のときに説明っていう、
0:14:23	そういうのもわかるような形にさせていただきたいという意図でございます。
0:14:31	承知いたしました。
0:14:33	はい。それともう1点ですね、
0:14:39	ちょっと待ってくださいね。
0:14:53	すいません加えてですねちょっと先ほど試験予測の第三条第3項のところで述べましたが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:01	今回の神経
0:15:06	以外の撤去工事の計画の概要と、加えてですね、今回、一時に申請することができないという、
0:15:17	その理由も、その審査会合の資料の中に加えるようお願いいたします。
0:15:26	京都大学タカハシ説承知いたしました。
0:15:33	それと、2点目のコメントに行きたいとごめんなさい。確認事項に行きたいと思います。
0:15:39	今回ですね、ページ数、3ページ目にさせていただきますと、
0:15:49	1回目の燃料の輸送の後を、
0:15:55	そのあと炉心が枯れて機構に戻ってそれで使用前確認を経て、
0:16:01	その運転に入ると。
0:16:05	そういうふうになっているとっておきまして、2回目からの燃料輸送後においてはですね、この炉心の障害確認っていうのは考えていないよっていう説明だとおっております。
0:16:18	その場合にですね、この1回目で受ける、その使用前確認を受ける代表炉心っていうのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:28	<p>どういうふうを選定しているかっていう考え方をちょっと示していただき きたいと思っております、この要するに、必要な確認を受ける代表炉 心っていうものが、他の代表炉心のある程度、を満足しているか。</p>
0:16:44	<p>だからこの1回目の使用障害確認の検査だけで、次からの燃料受槽を加 えた時の炉心の障害確認は必要ないんだよってというそういう説明をして いただきたいと思っているんですけれど。</p>
0:17:00	<p>いかがでしょうか。</p>
0:17:07	<p>京都大学の高橋です。</p>
0:17:09	<p>こちらのですね炉心に関する設工認のまず、</p>
0:17:14	<p>が1回ということについてはですね実はK Rの実績がございまして、K rにつきましては輸送して性能試験と、</p>
0:17:24	<p>いうことで行っていたようなものをですねこちらにやるということにな るかと思っております、それを見習って1回ということにしていたと ころではあるんですけれども、</p>
0:17:35	<p>代表炉心の考え方ということについて、もう一度京都大学の中でも整理 をしてですね、ご説明差し上げるようにしたいというふうに思っておる 次第でございます。以上です。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:49	はい、ありがとうございます。
0:17:52	そうでしたら、他に何か確認したい事項ございますか。
0:18:12	京都大学の喜多村でございますちょっとよろしいでしょうか。
0:18:17	はいどうぞ。そうですね。はい、えっとですね今回ですね一番最後の方のページで、
0:18:26	電力政策と、あとでの低濃縮か炉心の。
0:18:30	低濃縮化と、前半。
0:18:34	14万、14ページ以降の3ページでですね、
0:18:38	技術基準の適合性についてこういうふうな形でご説明差し上げるということちょっと提示させていただいているんですけども、
0:18:47	とですね。
0:18:48	の間ですね先日の審査会合で、20、
0:18:53	一条家21条の第3項の説明が必要だというコメントいただいたんですけども、その際にですね、設置変更の時に、設置基準規則、
0:19:05	の適合性を説明させていただいてそれとの整合性というコメントもいただいております、それ意識してちょっと作ったつもりではあるんですがその中でですね、こちらの方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:17	第 25 条の 26 条の書状貯蔵設備、
0:19:22	それから、25 条の取扱設備、
0:19:25	こちらがですね例えば 26 条ですと、こちらの燃料貯蔵庫にすべておさ まる容量があるんだよって説明を
0:19:37	設置変更時させていただいたんですけれども、
0:19:39	そういった説明が、
0:19:42	後半ではなくて、
0:19:44	前半のこの政策の方で、
0:19:47	A とさせていただいた方がいいのかなというところで今ちょっと、
0:19:51	迷っているといいでしょうか。
0:19:53	と考えておりました、むしろ前半の方でさせていただく方がいいんじゃ ないのかなと。実は実際はですね、設置変更の時は、
0:20:03	概念設計、それから今回は詳細設計という形に、実、実はほとんど仕様 は変わってないので、
0:20:12	当然 5000 に進めさせてあげないようではほとんど変わらないんですけ れども、形としては、燃料入りしましたらすぐ所属しないといけないな、 自明なので、このニタツは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:22	できれば今からですけれども、
0:20:25	前半の方に、
0:20:27	移さしていただく。
0:20:29	というのは可能でしょうかよろしいでしょうかというご相談なんですけれども。
0:21:38	京都大学の喜多村でございまちょっと追加でちょっとさ、ちょっとご説明させていただきます。今野会長に答えたいと思ってちょっと今、ちょっとお待ちください。はい。すみません。はい。
0:21:49	次長。
0:21:51	すみません検診カネコですと今のお部屋のあった。
0:21:57	取扱設備等、貯蔵設備なんですけども、その使用する時期っていうのを、3ページを使って説明していただけますか。
0:22:15	京都大学の高橋ですけれどもこちらはもう既存のもので、
0:22:23	技術基準規則に適合しているかどうか、現行の設備がしているかどうかというものを通すご説明差し上げるもので、
0:22:33	燃料の製作という観点からいくと、追加の使用前確認とかそういったものは必要な設備についても必要ないというふうに考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:45	すいませんでしたがいまして、このスケジュール3のところには表向きには何かしら追加して出てくるものではないということでございます。
0:23:11	もし、研修カネコですけど先ほどのご提案のあった取扱設備と貯蔵設備を、前半乗せ申請入れたいというのは、
0:23:21	いわゆる後半炉心に関する設工認の中に入れておくと遅いから、スケジュール的にちょっと取扱設備を早く使いたいのであってそういうご提案であれば、
0:23:32	この3ページのどのタイミングその取扱設備なりを使うことになるんですかってそういう説明をいただければと思います。
0:23:41	京都大学の喜多村でございます。ちょっと例えば貯蔵設備ですと、こちらに最終的に京都大学の方に燃料が納品されまして、
0:23:52	貯蔵設備に収納して補保管貯蔵するわけなんで、入ってきた瞬間に、必要になる、そういった設備です。で、取り扱い設備もですね、
0:24:02	どういう、どういうことを書いてあるかという
0:24:05	燃料取扱エリアを設定してですねそこで使用できる燃料の上限を決めておいて、臨界にならないと、そういう臨界にならないとかそういったことなんですけれども、例えば貯蔵、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:18	する、バード的にしまおうとかっていう作業が、こちらの燃料が入ってきた瞬間に、必要になりますので、この段階で、炉心のところではなくて、この政策のところで、
0:24:30	説明するのが妥当かなという考えておるといことでございます。以上です。
0:24:35	うん。実際に使うタイミングは、この枚数あれとして、この7、何万郵送って書いてあるじゃないですか。■■■■年の
0:24:46	■■■■ぐらいですけども、
0:24:49	この輸送が終わった段階で、貯蔵設備の使用が必要になるという理解でいいですか。はい。はい、二村でございます。その通りでございます。取扱設備、
0:24:59	あと貯蔵設備っていうのは、使うタイミングは取扱設備の早いんですか。
0:25:05	ほぼほぼ同時といいますかバードケージに収納するという取り扱いをするということですね、ほぼ同時に必要になると。
0:25:14	この段階なんだな。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:16	はいわかりましたちょ、ちょっとカトウと話します。ちょっとお待ちくださいねえ。
0:25:58	規制庁の加藤です。先ほど提案があって、25条26条取扱設備と貯蔵設備を全面のですね燃料政策の方に入れ、入れても全然問題ないと思いますので、
0:26:12	そのような調整していただければと思います。
0:26:17	はい。京都大学の喜多村でございますありがとうございます。はい。衛藤。
0:26:22	検診間隔ですけどもそういった意味で、今後半に入れてるんだけどさ、何か早め内藤都合悪いんですっていうのはもう他にはないですか。
0:26:33	はい。
0:26:35	共同キタムラでございます。ほかにはないと考えております。
0:26:40	この説明ですけれどもこれも次回の審査会合に向けて、同様の資料に反映させさせていただくということにさせていただきたいんですけどそれでよろしいでしょうか。
0:26:53	いいと思いますよろしく申し上げます。
0:26:56	はい、承知いたしましたよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:24	町長の方です専門家がマツモトさんマツモトさんよろしいでしょうか。
0:27:35	はい、松本です。3 ページ目のスケジュールの方で、検査から見て、何かちょっとここまでよとかってあればちょっと確認事項として、ご発言をお願いしたいんですけど大丈夫でしょうか。
0:27:49	わかりました。先ほど加藤さん言われたところで大丈夫かなと思うんですけども、検査の方から一応念のためということでお話したいと思えます。
0:28:03	1 回目ですね燃料の方なんですけど、1 回目で一部使用承認ということ希望されてるんですけども、
0:28:13	どう言えがいいんでしょうか燃料ですので、多分一部使用承認と言われた段階で田内の内部手続きができない可能性が考えられるんですよ。
0:28:25	なぜかっていうと、当然燃料として見たときに、検査をしたら使えますよねっていうのがあって、なぜ一部使用のなんですかって理由が立たない可能性があるんですよ。
0:28:37	それがあるんでちょっとどういうふうな形でこのところをやるのがいいのかっていうのはもうちょっと考えなきゃいけないのかなというふうに私も思っているんですけども、施工認上の話で言いますと、1 回目

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	例えば今回であれば■■■■枚製作して入れます。2回目■■■■頭ケースの方であれば、
0:28:57	■■■■万搬入しますということですので、このすいません。すいません。
0:29:06	許可や、今の枚数って機微情報。
0:29:11	はい。
0:29:12	あ、ごめんなさい。であればなぜこれ今の切り情報ですって言うてもいいと。
0:29:20	ですかね。これ議事録アップしてもらったんでしょ。
0:29:24	いや、今もうマイクについては機微情報ということで、ちょっと触れましたので、後々、しかるべき対応してきました5マツモト3枚つけてください。
0:29:35	はい、わかりました。ごめんなさい。はいどうぞ、じゃあ続けてください。
0:29:39	はい。1回目2回目ということで多分、
0:29:46	検査の年増確認申請の中で、1回目、明2回目ということで多分申請するような形で、多分、処理ができるんじゃないかと思うんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:58	そうすると、燃料そのものってのはやはり一部使用承認ではなくて、階数ごとに確認書を交付ってというふうな形が馴染むんじゃないかなというふうに今考えてます。
0:30:10	なんで、そうするとですねあとは代表炉心としてどうこうっていう話になりますので、炉心本体、炉心に関する施工の方がどうなるかに尽きてくるのかなというふうに思っていて、
0:30:26	一部使用承認というちょっと
0:30:30	無理かなっていう、今感触を持っています。
0:30:34	私の方からは以上になります。
0:30:39	ただ、
0:30:40	はい、ありがとうございます。京都大学さんどうですかね。
0:30:50	京都大学の三澤です。マツモトサイズお世話になっております。今の件につきましては、炉心の先ほど代表炉心の話もありましたが、それも含めて、
0:31:02	確かに、一部だけ承認というのはなかなか難しいかもしれません。という事は承知いたしました。ちょっと検討させていただきませんか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:12	ありがとうございます。
0:31:14	で、当日は松本さんにちょっと一つ、前からちょっと気になったことでちょっと教えていただきたいことがございまして、この検査のスケジュールの中で実はこの設工認とは直接関係するかしらないかなんですが、
0:31:27	実は年定期事業者検査というのが、下の方にあります。で、今考えておりますのは、軽水の燃料が先に来ますので、
0:31:40	その時点で、定期事業者検査として、設工認先ほどの炉心の設工認も確認を受けて、
0:31:49	通常の運転に入りたいと、いうことを考えているんですが、その時点では固体の方は運転できないという状況になります。今までのKUCAについてはですね、
0:32:01	固体軽水全部三つの炉心がすべてそろった段階で事業者検査が合格というところでAとしていたところなんですが、今の場合ですと例えば固体は運転できません。
0:32:14	ですが、軽水だけは通常の運転に入りたいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:18	<p>ということで進めたいと思ってるんですが、そのようなことが、この定期事業者検査というか検査手続きをですね、どういうふうにしたらいいか、可能かどうかとも含めてですね、</p>
0:32:31	<p>それをちょっと1度ちょっとご相談させていただきたいなとは思ってたところでございますちょっと今、ついこういう話が出たものですからちょっとついでにお伺いするような次第でございます。</p>
0:32:41	<p>はい。どうぞ私からの質問は以上です。</p>
0:32:47	<p>すいません県の松元です。今の話ですと、来年度を提示県の開始報告いただいた段階でちょっと、</p>
0:32:58	<p>面談でお話してもいいかなと思っはいるんですけどいかがでしょうか。そういうことでよければそういうふうな形でこちらの方も考えておきますので、</p>
0:33:06	<p>ありがとうございます。そう言っていただくと非常にありがたいです。ぜひそのようにお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
0:33:32	<p>はい。</p>
0:33:33	<p>他何かございますか。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:38	規制庁の三好ですけども。はい、お願いします。
0:33:44	先ほどあった今もありましたので代表方針。
0:33:49	をどう考えるかっていうところが一つのポイントになると思うので、
0:33:57	今回枚数とか、
0:34:00	が出てきてますけども、これがどういう炉心を、
0:34:06	その炉心、
0:34:07	の方の設工認で、
0:34:09	検査をするのかという、
0:34:12	ことについてですね、少し、
0:34:15	その包絡性というか代表性。
0:34:18	含めて、
0:34:20	資料に記載して
0:34:23	もらいたいと。
0:34:24	いうふうに考えてます。
0:34:27	その辺の説明を
0:34:30	がわかるようにしていただきたいということ。
0:34:35	京都大学の高橋です。承知いたしましたありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:45	伴。
0:34:46	他何かございますか。
0:34:53	終わった後オフレコで聞きたい。
0:34:57	上野大学の、どうぞどうぞ。京都大学から特にございませんということ です。はい。
0:35:05	ウェブ参加のタツモトはモチヅキでもよろしいですか。
0:35:20	じゃあよろしいですかね。
0:35:23	そうしましたら、本日のヒアリングを終わりにしたいと思います。お疲 れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。